

2024年7月8日

各位

会 社 名 エネルギーパワー株式会社 (コード番号 144A TOKYO PRO Market) 代表者名 代表取締役社長 米澤 量登 問合せ先 取締役管理本部長 佐々木 美彦 T E L 06-6267-0107 U R L https://kenep.co.jp/

決算期(事業年度の末日)変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年7月31日開催予定の臨時株主総会で定款の一部変更に係る議案が決議されることを条件として、決算期(事業年度の末日)の変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- I. 決算期(事業年度の末日)の変更
- 1. 決算期(事業年度の末日)の変更

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、当社が営む電気工事業においては、事業の特性上、毎年10月から12月に売上高や営業利益が偏重する傾向があります。事業の特性上の収益構造に合わせた予算統制を採用することで、経営及び事業運営を効率的に実施するとともに、業績等の経営成績の開示を向上させることを目的とし、当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日までに変更するものであります。

2. 変更の内容

現 在: 毎年 12 月 31 日 変更後: 毎年 8月 31 日

(注)決算期変更の経過期間となる第9期事業年度は、2024年1月1日から2024年8月31日までの8か月決算となります。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第9期事業年度(2024年1月1日から2024年8月31日まで)の業績予想につきましては、現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

Ⅱ. 定款の一部変更

1. 変更の理由

上記 I 記載のとおり決算期(事業年度の末日)の変更を行うべく、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所)

案 第 1 条~第 1 2 条 (省略) 第 1 条~第 12 条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の 第 13条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。 基準日は、毎年8月31日とする。 第 1 4 条~第 3 2 条 (省略) 第 14 条~第 32 条 (現行どおり) (事業年度) (事業年度) 第 3 3 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日 第 33 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日 から12月31日までの1年とする。 から翌年8月31日までの1年とす (剰余金の配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第 3 4 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 第 3 4 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12月31日とする。 8月31日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。 の配当をすることができる。 (中間配当) (中間配当) 第 35 条 当会社は、取締役会の決議によっ 第 35 条 当会社は、取締役会の決議によっ て、毎年6月30日を基準日として中 て、毎年2月末日を基準日として中間 間配当をすることができる。 配当をすることができる。 第 3 6 条 (省略) 第 36 条 (現行どおり)

(附則)

第 1 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:2024年7月31日 定款変更の効力発生日:2024年7月31日

(新設)

第33条(事業年度)の規定にかか

わらず、第9期事業年度は、2024 年 1月1日から 2024 年8月 31 日まで

定時株主総会終結の時をもってこれ

の8か月とする。

を削除する。

第 2 条 本附則は、第 9 期事業年度に関する